

医政支発 0930 第 1 号
令和 2 年 9 月 30 日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長
（公 印 省 略）

持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の要件について

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）の一部改正に伴い、医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号）第 5 号に規定していたロタウイルス感染症に係る予防接種が削除されました。それに伴い、持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行計画の認定の要件について、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、改正告示の適用日（令和 2 年 10 月 1 日）から適用することとします。

なお、持分の定めのない医療法人への移行計画の認定については、令和 2 年 9 月 30 日をもって一旦期限を迎えますが、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）附則第 10 条の 8 に規定する報告については、当該通知に基づき行っていただく必要がありますので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の医療法人に周知徹底を図るようお願いいたします。

記

改正通知

- 「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）（別添）

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成29年9月29日医政支発0929第1号）の一部改正
 （下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 移行計画の認定の要件</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 運営に関する要件（同項第4号及び改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「施行規則」という。）第57条の2）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) ハ 「その他厚生労働大臣が定める予防接種」とは、告示により定める以下のものをいう。</p> <p>(イ) 麻しんに係る予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等（以下「定期の予防接種等」という。）を除く。）</p> <p>(ロ) 風しんに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）</p> <p>(ハ) インフルエンザに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）</p> <p>(ニ) おたふくかぜに係る予防接種</p> <p>(削除)</p> <p>第3～第7 (略)</p> <p>別添様式</p> <p>別添様式1～別添様式3 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 移行計画の認定の要件</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 運営に関する要件（同項第4号及び改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「施行規則」という。）第57条の2）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) ハ 「その他厚生労働大臣が定める予防接種」とは、告示により定める以下のものをいう。</p> <p>(イ) 麻しんに係る予防接種（予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等（以下「定期の予防接種等」という。）を除く。）</p> <p>(ロ) 風しんに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）</p> <p>(ハ) インフルエンザに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）</p> <p>(ニ) おたふくかぜに係る予防接種</p> <p><u>(ホ) ロタウイルス感染症に係る予防接種</u></p> <p>第3～第7 (略)</p> <p>別添様式</p> <p>別添様式1～別添様式3 (略)</p>

<p>(記載上の注意事項)</p> <p>○ ⑥が⑩と一致すること。</p> <p>6～10 (略)</p>	<p>入合計</p>	<p>(記載上の注意事項)</p> <p>○ ⑥が⑩と一致すること。</p> <p>6～10 (略)</p>	<p>入合計</p>
--	------------	--	------------